

がいこくじん にほんじん あいだ
外国人と日本人との間での

とらぶる こま
トラブルでお困りなら

はな あ かいけつ
話し合いで解決しませんか？



ざいりゅうしかく
在留資格のことに
ふあん
不安がある

がっこう とらぶる
学校でのトラブルで
こま
困っている

しょくば とらぶる
職場のトラブルで
こま
困っている

ちいき かんけい
地域での関係に
こま
困っている



こんな時はお気軽に
お電話ください！！

しずおかけんない がいこくじん にほんじん あいだ
静岡県内での外国人と日本人との間での、

かてい がっこう しょくば ちいき かん ふんそう
家庭・学校・職場・地域に関する紛争

□ けっこん りこん ともな ざいりゅうしかく とくそう ふんそう
結婚・離婚などに伴う在留資格得喪の紛争

□ がっこうない ふんそう
学校内での紛争

□ しょくばない ふんそう ちいき にちじょうせいかつ かん ふんそう
職場内での紛争 □ 地域での日常生活に関する紛争

※ しょくば がっこう がいこくじん たい しゅうきょう かんきょう ほか ふんかてきかちかん ちが ふんそう
職場・学校における外国人に対する宗教・環境その他 文化的価値観の違いによる紛争

静岡県行政書士会

〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町2番113号 静岡県行政書士会館

TEL:050-3784-8210 (054-254-3003)

業務時間：原則として毎月第2水曜日 13時～16時

但し当該日が祝日の場合は翌平日とし、以下の日は除く

休日：1. 年末年始（12月25日～1月7日）

2. 夏季休暇（8月12日～8月18日）

3. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日



日本行政書士会連合会 公式キャラクター コキマザくん

なぜADR?

裁判は、①解決までに時間がかかる、②費用が高い、③手続の進め方が難しい、④経過や結果が公開されてしまう等の問題があると言われています。

ADRを利用するメリットは?

自由度の高い解決手段で、時間と費用を節約

手続等について、当事者の意向に応じて、柔軟に進めることができます。

時間について、当事者の合意があれば自由に決めることができ、柔軟な解決を求めることができます。

その分、紛争解決に要する時間が短く、費用を抑えることが可能です。

簡単な手続

訴状など作成に手間がかかる手続はありません。簡単な申込書に記入するだけで手続を開始できます。

専門家がお手伝い

紛争について、専門的な知識を持った担当者が関わって解決を求めることができます。

法律に基づく判断だけにとらわれることなく、当事者の自主的な話し合いを促進します。

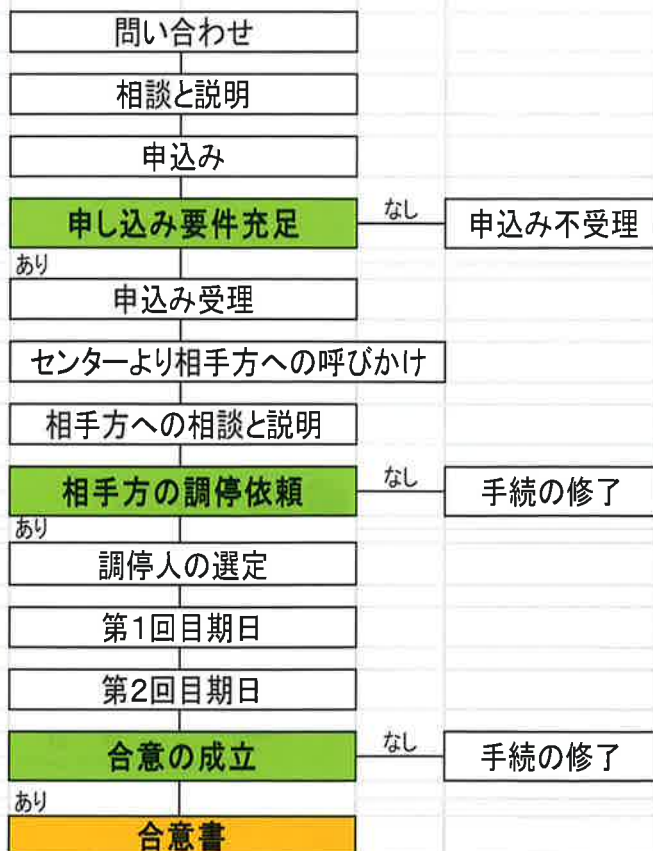
秘密の保持

解決までの過程は非公開で行われ、結論を公開されることは原則ありません。

当事者のプライバシーを最大限に保護いたします。



ADRの流れ



利用の方法

① 事前相談の予約をします

センター【050-3784-8210 (054-254-3003)】に電話で予約をしてください。(事前相談は無料)
「事前相談」とは、調停手続を実施する前の受付においての手続の相談です。

② 事前相談と重要事項の説明

センターが調停の趣旨や費用等について、説明をします。

③ 調停の申込み

センター所定の調停申込書に必要事項を記入し、資料と共にご提出ください。

申込みが受理され、相手方が応じた場合に調停が開始されます。

④ 費用

申込時に次の通りお支払いください。

申込手数料：5,000 円 (消費税抜き)

期日手数料：5,000 円 (消費税抜き)